

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 嬭恋村

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
放置建物解体費補助金	助成	嬭恋村放置建物解体費補助金	別荘地等の良好な環境や景観を維持するため、 放置されている老朽化した建築物を解体又は撤 去した場合に補助が受けられます。	放置建物の解体又は撤去した場合	1㎡当たり5,000 円 150,000円を限 度額			工事着工前	予算の範囲内	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gu.nma.jp/www/contents/1775022515654/index.html	
空き家の活用支援事業	助成	お試し滞在補助金	嬭恋村内への移住を目的として住居(空き家等) および仕事を探し、または暮らしを体験する等の 活動を行うため滞在する方々に対し、滞在費の 一部を補助します。	・群馬県外にお住まいの方 ・嬭恋村内の宿泊施設に宿泊する方 ・滞在中に移住相談を実施する方 ・転勤・婚姻等による転入予定者でない方 ・親族が嬭恋村内に住所を有していない方(2親 等以 内)	1人当り上限 4,000 円(基本宿泊料金 の1/2以内) ・中学生以上 4,000円 ・小学生以下 2,000 円			随時	予算の範囲内	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gu.nma.jp/www/contents/1000000000521/index.html	・1世帯当り同一年度内の利用 は2回以内 ・初回の申請の日から起算して 3年間を限度
空き家の活用支援事業	助成	嬭恋村空家対策総合支援事業補助金	特定空家等・不良住宅に該当する空き家を解 体、または空き家を移住者向けの体験施設や賃 貸物件として利活用するために改修する際に補 助金を支給します。	次のいずれにも該当する者。 (1) 次のいずれかに該当する者。 ア 解体工事にあつては、特定空家等又は不 良住宅の所有者又はその法定相続人(相続人が 複数の場合は、その代表者)である者。 イ 改修工事にあつては、空き家等の所有者又 はその法定相続人(相続人が複数の場合は、そ の代表者)である者。 (2) 村税等を滞納していない者。 (3) 同一経費について他の補助金の交付を受け ていないこと。 (4) 村内施工業者に解体又は改修工事を発注 し、当該年度末までに工事完了報告書等が提出 できる者。	解体…工事金額 の 4/5以内とし、補 助 金限度額は30万 円 (うち1/2は国の補 助) 改修…工事金額 の 2/3以内とし、補 助 金限度額は20万 円 (うち1/2は国の補 助)			工事着工前	予算の範囲内	交流推進課	0279-82-5191	https://www.vill.tsumagoi.gu.nma.jp/www/contents/1759452712384/index.html	